

子ども・子育て支援

新制度

平成26年第4回定例会は、12月5日から12日までの8日間で行われ、提案された議案15件は、原案のとおり可決されました。

関連4議案を審議

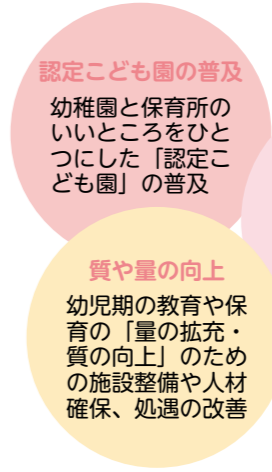
開会を宣言する三角議長



平成27年4月スタート

質と量の両面から、子ども・子育て支援をすすめていく「子ども・子育て支援新制度」

新制度の主なポイント



② 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を条例で定めるものです。
職員の資格、職員数、児童の適切な処遇の確保等について定められ、本町では国の基準のとおりとなっています。
(全員賛成で可決)



③ 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法の改正に伴い、町が放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施する責任が明確化され、その設備及び運営の基準について国の定める基準を踏まえて、町が条例により定めることとされました。
職員の資格要件、設備の面積、開所日・開所時間や、保護者との連絡、事故発生時の対応等を定めるものです。
(全員賛成で可決)

④ 須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定

保育の必要性の基準その他支給認定に関して必要な事項を、国の基準を踏まえて条例に定めるものです。
新制度では、3つの認定区分が設けられ、区分に応じて幼稚園、保育所などの施設の利用先が決まっています。
(全員賛成で可決)

Q&A (一部抜粋)

Q 文教厚生委員会の質疑から

Q 家庭的保育事業（保育ママ）の実施と広報活動は？
現在、須恵町に保育ママ事業者はないが、今後、検討されているか。また、広報等での事業者募集の検討は。

A 今後の状況をみて検討
申請があり、基準をクリアしていれば対象になるが、今のところ事業者からの問い合わせはない。
法施行前であるため、少し様子を見て、待機児童解消があまり見られないようであれば広報等での募集を検討する。

※家庭的保育事業
仕事や疾病等の理由でお子さんの保育ができない保護者に代わり、家庭的保育者の自宅において保育する制度です。家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育が行われます。

Q 各学童保育所の基本部分の統一は？

A 現在、指導員の就業規則や雇用契約が、学童保育所によって異なっているが、今後、統一を検討しているか。

A 保護者会と協議のうえ検討
現在、保護者会により運営されているため、各学童保育所の実情に合わせた運営規程となっているが、行政サービスとして一律でないのはおかしいとの意見もある。
法施行後、3つの学童の保護者と協議し、運営規程を定める作業の中で、統一するもの、バラバラの方が良いものを検討し、対応していきたい。

Q 各学童保育所の保護者と連携がとれる会議実施の検討は？

A 条文の中に「放課後児童健全育成事業者は、町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない」とある。
3つの学童の保護者と関係機関の連携がとれる会議の実施は検討されているか。

A 運営規程を定める中で検討

今のところ具体的に決定していないが、今後、運営規程を定めていく中で、3つの学童の保護者・町・学校関係者が同席したうえで協議会等が必要ということになれば、実施するよう検討していきたい。



◇このリーフレットは、子ども教育課窓口（役場2階）に置いてあります。

◇新制度の詳しい内容については、内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度」をご参照ください。

内閣府作成のリーフレット